

広島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十一月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第五十六号

#### 広島県会計規則の一部を改正する規則

広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
二 ・三 （略）	<p>（証券納付） 第四十九条（略） 一 持参人払式の小切手等（令第五十六号第一項第一号に規定する小切手等をいう。以下この号において同じ。）又は納付先の会計管理者、廃出納員、総務事務所出納員、県税事務所出納員、現金出納員若しくは分任出納員若しくは指定金融機関若しくは収納代理金融機関（次項において「納付先の会計管理者等」という。）を受取人とする小切手等で、手形交換所に加している金融機関を支払人とし、その権利の行使のため定められた期間内に支払のための提示又は支払の請求をすることができるもの。</p>	<p>（証券納付） 第四十九条（略） 一 持参人払式の小切手等（令第五十六号第一項第一号に規定する小切手等をいう。以下この号において同じ。）又は納付先の会計管理者、廃出納員、総務事務所出納員、県税事務所出納員、現金出納員若しくは分任出納員若しくは指定金融機関若しくは収納代理金融機関（以下この条において「納付先の会計管理者等」という。）を受取人とする小切手等で、手形交換所に加している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が納付先の会計管理者等の所在地を加区域として、手形交換所に準ずるものを含む。）の加入区域内であつて、その権利の行使のため定められた期間内に支払のための提示又は支払の請求をすることができるもの。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。